

別紙

諮問第1568号

答 申

#### 1 審査会の結論

「第〇回モニタリング指標分析コメント打ち合わせ会（令和〇年〇月〇日）議事録」について、非開示とした決定は妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策の分析会議の議事録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和3年6月4日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、第〇回モニタリング指標分析コメント打ち合わせ会（令和〇年〇月〇日）議事録（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条5号及び6号に該当するとして本件非開示決定を行った。

#### 4 審査会の判断

##### （1）審議の経過

本件審査請求は、令和3年8月19日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年10月1日に実施機関から理由説明書を收受し、令和5年1月24日（第207回第三部会）及び同年2月21日（第208回第三部会）に審議した。

##### （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結

果、以下のように判断する。

ア モニタリング会議及び打ち合わせ会について

東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議（以下「モニタリング会議」という。）は、東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議設置要綱（令和2年5月22日2総防管第744号）に基づき設置され、東京都における新型コロナウイルスの感染の状況等について、専門家による分析結果を基に、現状の評価を行い、東京都として必要な対応を検討するものであり、本件開示請求当時、通例として毎週1回、公開の場で東京都知事出席の下開催されていた会議である。

モニタリング指標分析コメント打ち合わせ会（以下「打ち合わせ会」という。）は、東京都新型コロナウイルス感染症医療アドバイザー設置要綱（令和2年4月6日2福保医救第2号。以下「アドバイザー設置要綱」という。）第2の1に基づき、本件開示請求当時、モニタリング会議に向け、各モニタリング項目（新規陽性者数や入院患者数などの項目を指す。）の分析について専門家から助言を受けるため、通例として毎週1回、非公開の場で、モニタリング会議に先立って、実施機関の職員出席の下開催されていた会議である。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査会が確認したところ、本件対象公文書は、打ち合わせ会における出席者の発言をその発言者の氏名・役職とともに逐語的に書き起こした議事録となっており、発言者には委嘱された専門家のほか、実施機関の職員等も含まれていた。当該議事録は、後日開催予定のモニタリング会議で発表予定の総括コメントや各モニタリング項目の専門家のコメントをどのような表現とすべきかについて、現状分析をした上で、各専門家の立場で自由に発言した内容が記載されたものとなっていた。また、出席した実施機関の職員は、公表予定の感染状況の資料について説明をするほか、専門家の議論を整理するために自らの知見に基づいて意見を具申したり、未確定の情報を提供したり、今後の感染対策に関する私見を披露したりするなど専門家と同等の立場で発言する場面も見られた。

ところで、審査請求人は、非開示とされた議事録は過去の議論であり、たとえ未成熟な情報が含まれていたとしても、開示することで都民の間に混乱を生じさせる

ことはないほか、発言者の氏名のみを非開示にすれば開示できる部分はある旨主張する。また、東京都職員の役職、氏名及び発言内容まで、専門家の発言などと同様に、全て非開示にすることは理由がない旨主張する。

審査会が発言内容の非開示妥当性について検討したところ、打ち合わせ会は、非公開の場で専門家に率直な意見交換を行ってもらい、適切な助言を受けることに主眼を置いた会議であるため、逐語的に書き起こされた発言内容を後日公にすることとなれば、専門家による発言の萎縮を招きかねず、会議本来の趣旨を損ねるおそれがある。また、実施機関の職員の発言についても、前述した内容を考慮すれば、公にすることで発言の萎縮を招くおそれがある。よって、発言内容を公にすることにより、打ち合わせ会の審議、検討又は協議に係る率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることに加え、未確定の数値や採用されなかったコメント案を公にすることにより、都民の間に無用な混乱を生じさせるおそれもあると認められるため、条例7条5号に該当する。さらに、会議の要旨であれば格別、本件対象公文書は逐語的に書き起こされた議事録であるため、仮に発言者の氏名・役職を非開示としたとしても、発言内容を公にすることにより、公開されている委員名簿と突合することで発言者が特定されるなどして、専門家と実施機関との信頼関係を損ない、今後の打ち合わせ会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号にも該当し、非開示が妥当である。

次に、発言者の氏名・役職の非開示妥当性について検討したところ、アドバイザー設置要綱において、委嘱された専門家は公表されているものの、打ち合わせ会に出席する専門家は、12名の委嘱された専門家のうち出席可能な専門家に限られ、その都度異なるとのことであり、実施機関の職員も含め、特定日の打ち合わせ会に誰が出席したかは公にしていないとのことであった。この趣旨は、後日モニタリング会議で公表される専門家の意見がどの専門家から出た意見なのか、誰が議論をリードしたのかなどの推測等を招くことを防止することにより、事前に行われる打ち合わせ会を自由で活発な意見交換の場にし、もって感染対策に資する専門家の意見を集約するためと認められた。また、実施機関の職員の氏名・役職については、職務遂行情報ではあるものの、前述した発言内容に照らして、専門家の氏名・役職と別意に解する理由は見当たらない。よって、発言者の氏名・役職は、公にすることにより、打ち合わせ会における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると

認められるため、条例7条5号に該当し、さらに、今後の打ち合わせ会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号にも該当することから、非開示が妥当である。

ウ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象公文書を全て非開示とすることは東京都の諸活動を説明する責務を全うするという観点からは適当ではない等と主張している。この点、実施機関は、モニタリング会議を公開の場で行い、同会議終了後は分析結果や資料だけでなく発言内容を書き起こした議事録も公開しており、行政として一定の説明責任は果たしているものと評価できることから、審査請求人の主張は採用できない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ